

名寄市債権管理条例の概要

第1条関係（目的）

債権管理の事務処理方法について、市の統一的な処理基準を定めることにより債権管理の適正化と事務の効率化を図り、市民負担の公平を確保します。また、効果的かつ効率的に未収金を縮減することで円滑な行財政運営につなげることを目的とします。

〈説明〉

市の未収金を放置することは市民の皆様の負担の公平性を損なうものです、市は、法的措置や権利放棄を視野にいれ、法令等に従って公正な未収金額の縮減に取り組まなければなりません。

市では「名寄市徵収対策会議」を開催し、収納率の向上と未収金の削減に努めてきました。今回は、この条例を定め未収金の削減を一層進めようとするものです。

第2条関係（定義）

債権を分類し、整理するために条例で使用する用語を定義しています。

〈説明〉

債権管理条例では、市の債権を「公債権」と「私債権」に分け、「公債権」を「強制徵収公債権」と「非強制徵収公債権」に分類しています。

第3条関係（他の法令等との関係）

債権管理条例の規定が他の法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則等の規定と抵触する（矛盾し、両立しない）ときは、法令等の規定が優先することを規定しています。

〈説明〉

市の債権に関する規定を、他の法令に定められているものと、他の条例に定められているものとに分けると次のようになります。

*他の法令に規定されているもの

市の債権の管理に関しては、原則として地方自治法及び地方自治法施行令に規定するところによります。ただし、地方税法や国民健康保険法など他の法令に特別の規定がある場合には、他の法令の規定が優先します。

*他の条例に規定されているもの

債権管理条例以外の条例に、徵収や減免などに関する事項が規定されている場合があります。債権管理条例は一般原則を規定しますので、他の条例に特別の規定がある場合には、他の条例の規定が優先します。

*その他

「地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができる」とされているため、債権管理条例の

規定と他の法令の規定が抵触する場合には、他の法令の規定が優先します。

以上のような優先関係を確認するため、条例に規定します。

第4条関係（市長等の責務）

市長及び地方公営企業法に規定する管理者（以下「市長等」とします。）は、法令や条例等の定めにより市の債権管理を適正に行う責務があることを規定しています。

〈説明〉

市長等は法律に従い債権を管理しなければなりません、当然、職員も同様の責務を負っています。つまり、適正な債権管理業務とは、法令等の定めるルールに従い業務を行うことです。

第5条関係（管理台帳の整備）

債権を適正に管理し回収などをするためには、その記録の整備が重要であり、条例で台帳整備することを規定しています。

〈説明〉

適正な債権管理を行うには、経過記録を正しく残さなければなりません。また、経過記録が不十分であると正しい判断ができません。そのため債権管理上必要最小限の事項については記録を義務付けます。なお、台帳に記載する事項は、債権の管理方法の変化に対応できるよう別途規則で定めることとします。

第6条関係（債務者に関する情報の利用）

納期限までに納付されない市の債権がある場合において、法令等に基づき当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の情報を他の債権の管理に利用することができる事を規定しています。

〈説明〉

市が保有する情報には、地方公務員法上の守秘義務が課せられています。特に市税債権の情報については、さらに厳しい地方税法上の守秘義務が課せられています。これらの守秘義務に加えて、市の個人情報保護による保護もなされています。

したがって、債務者に関する情報は、その情報を保有するに当たって特定された目的のためだけに利用すべきで、それ以外の目的に利用することは原則としてできません。

しかし、期限までに納付されない市の債権がある場合には、債権管理事務を効果的に行うため、事務の遂行に必要な範囲内で、市の債権担当部署間で保有する滞納者情報（法令等の規定に基づき相互利用が可能なものに限ります。）を利用できることを規定しています。

第7条関係（督促）

市の債権について、債務者が履行期限を過ぎても履行しないときは、法令の規定により督促を行います。

<説明>

督促とは、債務者がその納付の期限を過ぎてもその債務を履行（金銭の支払い）しない場合に、期限を指定してその納付を催告する行為をいいます。

督促は債権回収に向けた対応の第一歩であり、時効中断の効力を有するとともに、その後の徴収手続きに進むための重要な行為です。

第8条関係（延滞金）

公債権について、督促で指定した期限までに債務が履行されない場合に、履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、定められた割合を乗じて計算した延滞金を加算して徴収します。

<説明>

公債権について、履行期限までに納められた方との公平性を保つため、履行期限を過ぎて納入があった場合、期限から納入に要した日数に応じて延滞金を徴収すること及びその計算方法等について規定します。なお、延滞金の計算方法は地方税と同一にします。

また、災害等やむを得ない事由により履行期限までに納付ができなかつた場合には、減額又は免除できるようにします。

第9条関係（遅延損害金）

私債権について、督促で指定した期限までに債務が履行されない場合に、履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、定められた割合を乗じて計算した遅延損害金を加算して徴収します。

<説明>

遅延損害金は、債務者の債務不履行（履行遅滞）に発生する損害賠償金のことです。私債権について、納期限までに納められた方との公平性を保つため、納付までの日数に応じて遅延損害金を徴収します。遅延損害金の割合は、民法と同一にします。

また、災害等やむを得ない事由により履行期限までに納付ができなかつた場合には、減額又は免除できるようにします。

第10条関係（滞納処分等）

強制徴収公債権について、督促を行った後、相当の期間を経過しても履行がされない場合は、法令等の規定に基づき、滞納処分を行わなければならないことを規定しています。

<説明>

強制徴収公債権について、督促を行った後、相当の期間が経過しても履行がされない場合は、法令等の規定に基づき、納付資力を見極めたうえで、納付資力があるにも関わらず納付しない者に対して、差押え等の滞納処分を行います。

納税者が震災風水害等によって財産に損失を受けた場合や納税者、その家族が病気になった場合等は、一定期間の徴収猶予・換価の猶予、滞納処分の執行を停止します。

第11条関係（強制執行等）

非強制徴収債権について、督促を行った後、相当の期間を経過しても履行がされない場合は、強制執行等を行わなければならないことを規定しています。

〈説明〉

市は、督促をしても履行されない債権について、法令の規定により強制執行等を行わなければなりません。強制執行等の措置を取る場合として、①担保権の実行、②強制執行、③訴訟手続き等による履行の請求を行うことを規定しています。

ただし、徴収停止や履行延期の特約等の措置を取った場合は、強制執行等の手続きを取らなくてもよいとしています。

第12条関係（専決処分）

非強制徴収債権について、訴訟等により一定額以下の債権の履行を請求する場合は、議会の議決を要せず専決処分により処理することができると及び専決処分を行った場合の議会への報告について規定しています。

〈説明〉

訴訟手続きにより履行を請求する額が一定額以下であるときは、専決処分(本来、議会の議決を経なければならぬ事柄について、市長が地方自治法の規定に基づいて、議会の議決の前に自ら処理することをいいます。)により処理できることを規定するものです。

第13条関係（履行期限の繰上げ）

非強制徴収債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、債務者にその旨を通知することを規定しています。

〈説明〉

市長等は、債務者が強制執行や破産手続き開始の決定を受けたことを知ったときは、債務者として債権確保のために必要な手続きをすることを規定するものです。

ただし、履行延期の特約等の措置を取った場合は、強制執行等の手続きを取らなくてもよいとしています。

第14条関係（債権の申出等）

非強制徴収債権について、債務者が破産手続開始の決定を受けたときや競売等が開始されたときには、裁判所等該当機関に配当(交付)要求のため、債権の申出を行います。

また、あらかじめ市の債権保全のために担保の提供や保証人の保証を義務付ける等の措置を行うとともに、債務者に信用不安が生じた場合には仮差押えや仮処分の手続きを取らなくてはいけないことを規

定しています。

〈説明〉

非強制徴収債権は自力執行権が付与されていないため、債務者が債務を履行しない場合は、最終的に裁判所に履行の強制（強制執行）を求めなければなりません。

強制執行等の措置を取る場合として、①担保権の実行、②強制執行、③訴訟手続き等による履行の請求を行うことを規定しています。

第15条関係（徴収停止）

非強制徴収債権について、債務者の事情により債権回収を停止できる事項を規定しています。

〈説明〉

法人が事業を休止し事業再開の見込みが全くない場合、債務者が行方不明の場合などに、徴収する手段を停止し、債権の保全や取り立てをしないことを規定しています。

第16条関係（履行延期の特約等）

非強制徴収債権について、債務者が無資力等の理由により納付すべき債権を一括納付できない場合に、本来の履行期限を変更して、分割納付の約束をすることができることを規定しています。

〈説明〉

非強制徴収債権について、債務者が無資力の場合や災害・盗難等により債権の全部又は一部の支払いが困難であるときなどの理由があるときは分割納付の約束ができるとしています。

第17条関係（免除）

履行の見込がない債権について免除できることを規定しています。

〈説明〉

非強制徴収債権について、履行延期の分割納付の約束をした場合、当初の履行期限から10年を経過してもなお、債務者が無資力等の状況で納付できる見込みがないときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除できることを規定しています。

第18条関係（債権の放棄）

一定額以下の非強制徴収債権について、今後、徴収が不能又は不適当と判断される場合には、債権を放棄できることを規定しています。

具体的には、①破産法その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき、②債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき、③当該非強制徴収債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき、④

債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても弁済の見込みがないと認められるとき、⑤強制執行等の手続又は債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済の見込みがないと認められるとき、⑥徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で弁済することができる見込みがないと認められるときなどを規定しています。

〈説明〉

市の非強制徴収債権について、あらゆる手段を尽くしてもなお徴収の見込みがないときに、一定額以下に限り、債権放棄できることを規定しています。

債権は全額回収することが原則ですが、債務者が破産等により免責されたとき、債権が消滅時効にかかったとき、著しく生活困窮状態であるとき、強制執行等の措置を講じても履行される見込みがないときなど、事実上、債務の履行が不可能な時は、当該債権を放棄できるものとします。

事実上回収の見込みのない債権を延々と非効率に管理し続けることは合理的ではないため、適正な債権管理を妨げる要因となります。そのため、条件を限定し、債権を放棄できることとします。ただし、債権は市の財産であるため、安易に放棄することは許されず、これを放棄する手続きは、条例の趣旨、要件にのっとり厳格に行うこととします。例えば、債務者が債権放棄の要件に該当している場合であっても、保証人から徴収できる見込みがある場合は、債権の放棄を行わないものとします。

第19条関係（議会への報告）

非強制徴収債権の放棄の状況を取りまとめ、議会に報告することを規定しています。

〈説明〉

非強制徴収債権について、第18条の債権放棄を行った場合は、①債権の名称、②放棄した債権の件数、③合計金額、④その他必要な事項を議会に報告することとします。

第20条関係（委任）

この条例の施行に関して、必要な事項については、規則で定めることを規定しています。